

広島県告示第二百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市沼隈町能登原（能登原地区）地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
別館東（三八六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	別館東（三八六三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別館東（三八六三隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	別館東（三八六三隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鞆路（三八六四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鞆路（三八六四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鞆路（三八六四隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鞆路（三八六四隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本谷（三八六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本谷（三八六五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝大寺（三八六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宝大寺（三八六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下組（三八六六隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下組（三八六六隣一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下組（三八六六隣二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下組（三八六六隣二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

能登原保育所 (三八六七)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	能登原保育所(三八六七)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
立河内(三八六八)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	立河内(三八六八)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
宮前(三八六九)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	宮前(三八六九)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
白浜(三八七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	白浜(三八七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
白浜(三八七一)隣(一)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり			
斧子(三八七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	斧子(三八七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
桜東(三八七三)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	桜東(三八七三)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
桜東(三八七三)隣(一)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	桜東(三八七三)隣(一)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
岩船(三八七四)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	岩船(三八七四)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
桜(三九三〇)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	桜(三九三〇)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
室間(一四三三)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	室間(一四三三)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
桜西(五三五七)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	桜西(五三五七)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
能登原(五三五七)隣(一)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	能登原(五三五七)隣(一)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
能登原(五三五七)隣(二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	能登原(五三五七)隣(二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
丸池(一〇八四〇)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	丸池(一〇八四〇)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
石鎚神社(一〇八四六)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	石鎚神社(一〇八四六)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり
樋ノ上(二五七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり	樋ノ上(二五七二)地区	急傾斜地の 崩壊	次の図のと おり



小桜谷川（八三六四）地区	土石流	次の図のとおり	小桜谷川（八三六四）地区	土石流	次の図のとおり
桜谷川（八三六三）地区	土石流	次の図のとおり	桜谷川（八三六三）地区	土石流	次の図のとおり
桜深山川（三三七a）地区	土石流	次の図のとおり	桜深山川（三三七a）地区	土石流	次の図のとおり
桜深山川（三三七b）地区	土石流	次の図のとおり	桜深山川（三三七b）地区	土石流	次の図のとおり
桜深山川（三三七c）地区	土石流	次の図のとおり	桜深山川（三三七c）地区	土石流	次の図のとおり
桜東側川（三三八）地区	土石流	次の図のとおり	桜東側川（三三八）地区	土石流	次の図のとおり
桜東側川（三三九）地区	土石流	次の図のとおり	桜東側川（三三九）地区	土石流	次の図のとおり
白浜川（三四〇）地区	土石流	次の図のとおり	白浜川（三四〇）地区	土石流	次の図のとおり
田ノ浜川（三四二）地区	土石流	次の図のとおり	田ノ浜川（三四二）地区	土石流	次の図のとおり
立河内川（三四二）地区	土石流	次の図のとおり	立河内川（三四二）地区	土石流	次の図のとおり
殿坂川（二二）地区	土石流	次の図のとおり	殿坂川（二二）地区	土石流	次の図のとおり
大明神川（三三）地区	土石流	次の図のとおり	大明神川（三三）地区	土石流	次の図のとおり
谷坂川（四）地区	土石流	次の図のとおり	谷坂川（四）地区	土石流	次の図のとおり
本谷谷川（八三八六）地区	土石流	次の図のとおり	本谷谷川（八三八六）地区	土石流	次の図のとおり



明神川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり	明神川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり
明神川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり	明神川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり
海後川(八)地区	土石流	次の図のとおり	海後川(八)地区	土石流	次の図のとおり
室間川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり	室間川(五〇〇二)地区	土石流	次の図のとおり
鞆路川(二〇)地区	土石流	次の図のとおり	鞆路川(二〇)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。